

# 奈良工業高等専門学校安全衛生管理及び健康管理細則

平成16年4月1日制定

## 第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は奈良工業高等専門学校教職員安全衛生管理規程第13条及び第15条に基づき、奈良工業高等専門学校（以下「本校」という。）における健康管理、衛生管理及び安全管理等に関する事項を定めることを目的とする。

(適用の範囲)

第2条 本校における健康管理、衛生管理及び安全管理に関する事項に関しては、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「安衛法」という。）、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。）及びその他関係法令等に定めるもののほか、この細則の定めるところによる。

## 第2章 安全管理

(危険を防止するための措置)

第3条 校長は、次の各号に掲げる危険から、教職員が業務上負傷し、又は死亡すること（以下「労働災害」という。）を防止するため、必要な措置を講じなければならない。

- (1) 機械又は器具その他の設備等による危険
- (2) 爆発性の物、発火性の物又は引火性の物等による危険
- (3) 電気又は熱その他のエネルギーによる危険
- (4) その他作業場等において教職員が危害を受けるおそれのある危険

(緊急事態に対する措置)

第4条 校長は、教職員に対する労働災害発生の危険が急迫したときは、当該危険にかかるところ及び教職員の業務の性質等を考慮して、業務の中断又は教職員の退避等の適切な措置を講じなければならない。

## 第3章 衛生管理

(健康障害を防止するための措置)

第5条 校長は、次の各号に掲げる教職員が業務上疾病し、又は死亡すること（以下「健康障害」という。）を防止するため、必要な措置を講じなければならない。

- (1) 原材料、ガス、蒸気、粉じん、酸素欠乏空気又は病原体等による健康障害
- (2) 放射線、高温、低温、超音波、騒音、振動又は異常気圧等による健康障害
- (3) 計器監視又は精密工作等の作業による健康障害
- (4) 排気、排液又は残さい物による健康障害
- (5) その他作業場等において教職員が危害を受けるおそれのある健康障害

(衛生環境の確保)

第6条 校長は、教職員を就業させる建設物その他の作業場について、通路、床面及び階段等の保全並びに換気、採光、照明、保温、防湿、休養、避難及び清潔に必要な措置その他職員の健康、風紀及び生命の保持のため、必要な措置を講じなければならない。

#### 第4章 健康管理

##### (健康診断の種類)

第7条 校長は、教職員の健康を管理するため、次の各号に掲げる健康診断を行わなければならない。

- (1) 採用時健康診断
- (2) 一般定期健康診断
- (3) 特別健康診断

2 前項第1号の健康診断については、教職員として採用するとき実施するものとし、安衛則第43条に基づき行わなければならない。

3 第1項第2号の健康診断については、1年以内ごとに1回、教職員の全員を対象として、定期的に安衛則第44条に基づき行わなければならない。

4 第1項第3号の健康診断は、教職員が次のいずれかに該当する場合において、安衛法第66条、安衛則第45条及び第45条の2に基づき行わなければならない。

- (1) 衛生上有害な業務又はこれに準ずる業務に従事するとき。
- (2) 海外派遣研修等で、6月以上の海外生活を予定して出張するとき又は6月以上の海外生活を終了して帰国したとき。

5 第1項に掲げるもののほか、必要に応じて教職員の全部又は一部に対して健康診断を行うことがある。

##### (健康診断受診の義務)

第8条 教職員は、指定された期日又は期間内に第7条第1項に定める健康診断を受けなければならない。

2 前項の健康診断を受けることを希望しない者は、他の医療機関における健康診断を受けることができる。この場合においては、その結果を証明する書面を速やかに校長宛に提出しなければならない。

##### (就業の禁止)

第9条 校長は、安衛法第68条の規定により、次の各号のいずれかに該当する教職員については、その就業を禁止しなければならない。ただし、第1号に掲げる者について伝染予防の措置を施した場合は、この限りではない。

- (1) 病毒伝播のおそれのある伝染病に罹患した教職員
- (2) 心臓、腎臓又は肺等の疾病で労働のため病勢が著しく増悪するおそれのあるものにかかった教職員
- (3) 産業医その他の医師が就業することが不相当と認めた教職員

2 校長は、健康診断の結果等により、結核患者として療養の必要があると認められた者

に対し、結核予防法（昭和26年法律第96号）第28条の規定に基づき就業を禁止し、療養を命じなければならない。

3 校長は、前2項の規定により、教職員の就業を禁止しようとするときは、あらかじめ産業医その他専門の医師の意見を聞かなければならない。

（健康診断の結果の通知）

第10条 校長は、健康診断を受けた教職員に対し、当該健康診断の結果を通知しなければならない。

（健康記録の管理）

第11条 校長は、健康診断の結果、指導区分、事後措置の内容その他健康管理上必要と認められる事項について、教職員ごとの記録を作成し、これを5年間保存しなければならない。

## 第5章 安全衛生教育等

（安全衛生教育等の実施）

第12条 校長は、本校の安全衛生教育及び管理計画に関する基本方針を立て、教職員に周知するものとする。

2 校長は、前項の基本方針に基づき、教職員に対し必要な安全衛生教育を行うとともに、管理計画を作成し、実施するものとする。

3 安全衛生教育及び管理計画に関し、必要な事項は別に定める。

（安全衛生基準の作成）

第13条 校長は、業務又は作業ごとに必要な安全衛生に関する基準を作成及び、教職員に周知するとともに安全管理者及び衛生管理者に必要な指導を行うよう指示するものとする。

2 安全衛生基準に関し必要な事項は、別に定める。

## 第6章 雑則

（秘密の保持）

第14条 健康診断の実施に関する事務、その他教職員の安全及び衛生に関する事務に従事し、又は従事したことのある教職員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

（その他）

第15条 この細則に定めるもののほか、教職員の安全管理、衛生管理及び健康管理等に関し、必要な事項は別に定める。

## 附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。